

衆議院法務委員会

平成 26 年 4 月 11 日(金曜日)

午前 10 時 1 分開議

○江崎委員長 次に、安藤裕委員。

○安藤委員 おはようございます。自由民主党の安藤裕でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。副大臣のすばらしい答弁の後にちょっと聞きにくいですが、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、会計監査人の選任と解任についてお伺いをしたいと思います。会計監査人の選任、解任、また不再任については株主総会の決議事項であって、これは今回の改正でも変更はないというふうに聞いておりますけれども、株主総会に提案をする議案の内容についての権限を取締役から監査役に移すということですが、その目的と従来の内容からの変更点についてお答えをいただきたいと思います。

○奥野副大臣 ちまたではねじれとかと言われているらしいですが、取締役会が今まで会計監査人を決められるということで、ただし、その大前提としては、監査役会の了解をとって株主総会に取締役会が提案する、こういう理屈になっていたと思いますけれども、往々にして、取締役会が勝手に決めちゃって、監査役会の了解をとらないでぱっと出しちゃうというような会社も多々あったように思います。そういうことではやはり形骸化しちゃいますから、そういうことではなくて、今度は、会計監査人については監査役会が株主総会に提案できるようにしようじゃないか。したがって、監査役会で会計監査人を選出、案をつくって、それを取締役会を通じて株主総会の方に提案していけるように変えるということが肝だろうと思います。

○安藤委員 ありがとうございます。

これは、会計監査人の独立性を確保するという観点から、取締役から会計監査人に関する議案を決定するという点については問題があるということで、監査役会にその権限を移すというふうに理解をしております。それでは、会計監査人に対する報酬の決定権については取締役会に残ったままということになっております。このことについては、会計監査人の独立性を確保するという点に対しての障害にならないのかどうか、それについての政府の見解をお願いいたします。

○**深山政府参考人** 今御指摘のとおり、現行法では、会計監査人の報酬等の決定は取締役または取締役会の権限としつつ、監査役あるいは監査役会は、会計監査人の報酬等の決定についての同意権を有するのみでございます。これに対しては、これも御指摘のあったとおりですが、いわゆるインセンティブのねじれが存在するのではないかと、会計監査人の独立性確保のためには、この権限も監査役あるいは監査役会の権限とすべきでないかという指摘があるのも十分承知しております。もっとも、会計監査人の報酬の決定ということになりますと、先ほどの選解任に関する議案の内容の決定とは異なりまして、財務に関する経営判断に密接に関連します。企業経営の資金繰り等々にも直接響く話でございます。したがって、経営に関与していない監査役や監査役会がその報酬を決定するというのはやはり適切でない面があるのではないかということ。

また、今回の改正で、インセンティブのねじれのうちの半分ですけれども、会計監査人の選解任に関する議案の内容の決定権が、監査役、監査役会に付与されました。このこともあわせ考えますと、今後は、監査役等が会計監査人の報酬等の同意権についてもより適切に行使することが期待できるのではないかと、それを通じて、会計監査人の独立性がこの報酬の面でも、少なくとも今以上に確保されるんじゃないかというようなことが考えられます。といったようなことで、会計監査人の報酬の決定については、現行法の規律を維持することとしているところでございます。

○**安藤委員** ありがとうございます。これについてはいろいろな意見があると思えますし、まず求められるのは、やはり公認会計士の皆さん、監査法人の皆様のモラルだと思います。このように、報酬額決定権が取締役に握られているから厳しい意見が言えないというようなことでは、やはり会計監査人としての、職業会計人としてのプライドというのが本当は許さないというふうなことだと思いますし、これは、公認会計士の皆様にぜひとも期待をして、報酬の決定権が取締役にあっても厳しい意見を言うというような業界であってほしいというふうに思います。

それから次に、今回の会社法の改正で、社外取締役と社外監査役の要件について、従来よりも厳格化をしているということでございますけれども、今までの要件ではどこが足りなかったのか、そしてそれをどのように改善していくのか、その内容についてお答えをお願いいたします。

○**奥野副大臣** 社外取締役あるいは社外監査役というのは、外の立場からその会社を公正に、また正確に判断をして対応させるということが機能だろうと思います。

しかしながら、今、社外監査役という中にはややグレーなものがありまして、例えば、

親会社それから子会社、それに兄弟会社というのがあります。そういう親会社とか兄弟会社が、一番下の子会社の役員になってしまうと、やはり兄弟会社や親会社のことを考えながら子会社の管理をするということになりますから、そこにはひょっとしたら立場の違う判断をしてしまうようなケースがあり得ると思います。

そういう意味で、親会社とか子会社とか兄弟会社とかといったものは、一切、それぞれが取締役を兼任するということをしてできないようにして、それは社外取締役とは言わない、社外監査役とは言わないというふうにしようということだけではじめをつけたというのが今回の処置であります。

○安藤委員 ありがとうございます。これもいろいろな意見があって、親会社の取締役また関係者が子会社の取締役につくということが、本当にその子会社の役に立たないのかといったら、そうじゃないケースも中にはあると思うんですけども、今回はそれについて一定の線を引っ張って、完全に第三者、客観的に見て第三者というふうに区切っていったということだと思います。これはこれで一つの意味があることだと思いますし、言葉のとおり、社外というふうに受け取れるようになったという改正で、これはこれですごく意味のあることであるというふうに私も理解しております。

次に、親子会社に関する規定の整備の一環で、親会社の株主が完全子会社の取締役の責任を追及する制度、いわゆる多重株主代表訴訟制度というものが創設されるということになりますけれども、この制度の趣旨とその内容について、まずお答えをいただきたいと思えます。

○奥野副大臣 多重代表訴訟制度というのは、企業グループの頂点に位置する株式会社の株主が、その子会社や孫会社の取締役の責任について代表訴訟を提起することができる制度をいいます。現行法では、株式会社の株主は、当該株式会社の取締役に対して代表訴訟を提起することができますけれども、当該株式会社の子会社の取締役に対してはこれを提起できないというふうなルールになっておいて、このような企業グループについては、実際に事業活動を行う完全子会社の企業価値が、その完全親会社である持ち株会社の企業価値に大きな影響を与えることになるわけでありまして。

一方で、株式会社の取締役が株式会社に対して損害賠償責任を負っている場合には、株式会社の取締役とその完全親会社の取締役との企業グループ内の人的関係や仲間意識から、完全親会社が株主として代表訴訟を提起して取締役等の損害賠償責任を追及することを怠けるおそれが類型的かつ構造的に存在し、そのため株式会社の損害が賠償されないで、結果として、親会社、ひいては完全親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるわけ

であります。

そういう意味で、多重代表訴訟の趣旨は、完全親会社の株主を保護するために多重代表訴訟の制度を新設することとし、このようなおそれに対応することとしております。

ちょっと、文章を読んだから、わかりにくかったかもしれません。

○安藤委員 ありがとうございます。そういうことだと思いますけれども、この株主代表訴訟については、誰でも株主であれば提訴ができるということになると、あらゆる株主がさまざまな理由で訴訟を頻発させるということも考えられますので、これによって会社の業務が妨げられたり、またあるいは取締役のなり手がなくなるということも考えられます。

こういったいわゆる濫訴の防止についてはどのような手だてがされているのか、お答えをお願いいたします。

○深山政府参考人 御指摘のとおり、多重代表訴訟が濫用的に用いられるということを防止する必要があるものと思っております。そのため、この法律案では、多重代表訴訟の提起が、株主等の不正な利益を図り、または、株式会社もしくは最終完全親会社、親会社ですね、等に損害を加えることを目的とする場合には、多重代表訴訟の提起をすることはできないというルールを設けております。

また、これもちょっとお話が既に出ていましたが、完全親会社等の株主が多重代表訴訟を提起するためには、1%以上の議決権または株式を有していることを要件としております。さらに、多重代表訴訟の対象となる取締役等の責任を、重要な完全子会社、つまり親会社から見て重要な完全子会社の取締役の責任に限定をしています。重要でない小さな子会社の役員は追及できないことにしています。これらの要件は、濫訴の防止自体を直接目的として設けられたものではないんですけれども、機能的に考えますと、提訴ができる株主を限定し、提訴の対象たる取締役を限定しておりますので、多重代表訴訟の濫用的な提起を抑制する効果を持つことになると思います。

以上、累々述べましたけれども、こういった措置によって、今御指摘のような点については必要な対策を講じていると思っておりますのでございます。

○安藤委員 ありがとうございます。この件についてはパブリックコメントの募集もしていると思えますし、多重株主代表訴訟制度の創設については反対の意見もある程度あったと思いますが、その反対の意見について御紹介いただけますでしょうか。

○**深山政府参考人** 法制審議会でも重代表訴訟制度の導入について検討した際には、御指摘のように幾つかの反対意見がありました。

その主なものを紹介いたしますと、まず最初のものですが、子会社の取締役等に対する責任が適切に追及されないという問題が生じた場合には、子会社の監督を怠ったことについての親会社の取締役等の責任を親会社の株主が追及すれば足りるのではないか、こういう意見。二つ目ですけれども、親会社では事業部の部長クラスに相当するような子会社の取締役にも重代表訴訟を認めてしまうと、実質的に使用人を代表訴訟の対象とするということになって不当ではないかというような意見。さらに、これはもう既に述べましたが、濫訴の危険がやはりあるのではないかと。こういった反対意見が主なものでございました。

これに対して、まず最初の論拠であります、子会社の取締役等に対する責任追及が適切に行われなかった場合について、全ての場合について親会社の取締役の責任を追及することが法的に可能かという、なかなかそうはいかないのではないかと。いうふうなことがまた指摘されました。

それから、実質的に使用人に当たる人についてまで代表訴訟の範囲を拡張していることにならないかという点につきましては、これも先ほどちょっと申し上げましたが、そういうふうになってしまいますと現行の株主代表訴訟と均衡を失いますので、子会社といっても重要な子会社の役員、取締役等に限ると。いうことにして、このバランスを失わないようにした。

さらに、濫用的な訴え提起につきましては、先ほど言ったようなルールを設けると。いうふうなことで、反対意見への指摘も十分考慮した上で、最終的に今のような形で重代表訴訟制度が設けられたものでございます。

○**安藤委員** ありがとうございます。今回の会社法の改正で、社外取締役や社外監査役の要件の厳格化、またあるいは株主代表訴訟、それからまた社外取締役の導入の促進など、社外から厳しく取締役の業務を監視して、そして、会社の業績向上のために適切な経営がなされているかどうか緊張感を持って業務に当たるべきであるという発想から、この会社法の改正というものが提案をされていると思います。

また、さまざまな会社の不祥事が起きるたびに、日本の会社には社外取締役がないからだめだとか、また、株式の持ち合いが多くて、なれ合いになっていて株主から厳しい要求がないので、経営者もぬるま湯につかっているというふうな指摘もよくされております。またあわせて、今回の法改正の趣旨には、いわゆるグローバル化の進展に合わせて、日本の企業も海外のビジネスルールに合わせて成長していくべきだ。という考え方もあるように思います。海外の投資家、いわば海外の株主にももっと投資がしやすい環境を整えるべき

であるというような考え方ですね。

しかし、海外の投資家の要求に応えるばかりで、これで果たして長期的な企業経営がうまくいくのかということに対して、少し私自身は疑問を感じております。

例えば、今、上場企業では、自己株式を市場で買うということが解禁となりました。本来は、会社が自分の会社の株式を保有することは理論的にはおかしいと思えますけれども、今はこれが堂々と認められております。そしてまた、四半期決算も導入をされて、短期的に利益を上げるということが特に上場企業の経営者には求められております。

しかし、余りにもこのような短期で業績を上げることが求められたり、またあるいは株主に過度に利益還元をすることばかりを考えると、結果的には、長期的な視野に立った投資ができなくて、企業の長期的な成長にはマイナスの効果が出てしまうのではないかと、そしてまた、株価の上昇とか、またあるいは経理的な技術によって利益の計上をすることにたけた経営者がもてはやされて、本当の実業に寄与をするような経営者というものが育たなくなっていくのではないかとということに危惧しております。

特に、海外の投資家は、日本の将来のことや日本人の未来のことを考えて投資をするわけではありません。自分の利益の最大化を目的として、日本に対して投資を行ってくるというふうに思います。海外の投資家が投資をしやすいうちにいろいろな基準を海外の基準に合わせるということは、今言ったような、日本の将来や日本人の未来のことよりも株価の上昇とか配当の増加というものが優先をされて、結果的に日本の将来のためにはならないのではないかとということに大変に危惧しております。

また、あわせて、今回、社外取締役の導入ということも促進されますけれども、例えば、海外ではこういうことが促進されていて、いい企業経営をされているようなイメージをよく語られますけれども、でも、海外に目を向けてみても、エンロンの不祥事があつたりとか、記憶に新しいところではリーマン・ショックみたいな大きな不祥事が、そういうところを震源地として発生しているわけです。

そういったことを考えていくと、この日本の会社法というものが、ちょっと大きな質問で恐縮なんですけれども、今回の会社法の改正も、いろいろな、海外の基準に合わせるべきだ、いやいや、日本はこうあるべきだという意見がせめぎ合いをした結果、このような改正案が提案をされていると思えますけれども、大臣は、これからの日本の会社法のあり方、また、グローバル化というものに対する会社法の姿勢、それについてはどのような見解をお持ちかということをお答えいただきたいと思えます。

○谷垣国務大臣　大変難しい御質問で、私、企業経営の経験もありませんので、上手に

答えられるかどうか自信がないんですが。

安藤さんも私も、選挙区は京都ですよ。やはり、京都の町にも、私の地元丹波にも、あるいは安藤さんの南山城にも、長い間続いた商家と申しますか、長い間みんなから尊敬されて立派な仕事をやってきた、そういうところがたくさんありますね。そういうところの経営は、短期的な利潤を極大化するというだけではやってこなかったんだろうと思います。三方皆よしとかいう言葉がありますけれども、要は、今の言葉でいうと、たくさんあるステークホルダー、そういった人たちの大きな利害と申しますか、そういうものを背景にして、長い間の信用と足場を固めながら進んでいくことの大切さを、それぞれの続けてきた商売のおうちの家訓などで、そういうことが言われている例も多いんだろうと思います。

では、それをすぐに会社法にどう生かしていけばいいかという、私も自信がないんですが、つまり、企業の継続的な発展、成長のためには、短期的な利益を追求するだけではなくて、長期的視野に立って利益をきちっと積み上げていく、こういう経営を行うことが重要であるのではないかと私自身は思っています。

ただ、短期的な利害だけではなく長期的なといいます、双方が矛盾し合う場合もあるのではないかと思います。なかなか難しい判断を必要とするのではないかと思います。私は、長い目で見れば、日本の会社法もそういう意味での長期をにらんだ経営ができるようなものであり、そういう長期をにらんだ経営の中で、日本で生まれた企業が国際的な信用もかち得ていくということが望ましいなと思います。しかし、これは企業経営をしたことのない者のたわ言にすぎないかなとも思っております。

○安藤委員 ありがとうございます。

これは、会社法の改正とあわせて企業会計の方も検討していかななくてはいけないことだと思います。特に、四半期決算とかが余りにも重視をされていくと、本当に長期的な判断というものがだんだん損なわれていくような気がいたしますし、そういったことについては、これからはいろいろな考え方で、日本の企業、日本の会社法はどうあるべきかということはまだ考えていきたいというふうに思っております。

それから、きょうはもう一つ、今回の会社法の改正とは別の論点について質問をしたいと思います。会社法が新しく施行された平成十八年から、最低資本金制度が撤廃されました。これまでの規定では、株式会社が一千万円、有限会社は三百万円という最低資本金がないと会社の設立ができずに、これが日本の起業が少ない一つの要因であるということが言われておりました。

私自身は、新しく事業を始めようとするときに、有限会社で三百万円の最低資本金とい

う線を引いていたのはある程度妥当な基準ではなかったかというふうに思っております。人を雇ったり、パソコンやコピー機などの事務機をそろえたり、あるいは電車に乗ったり、電話を使ったり、通信費などの営業経費を賄うためにも、そのくらいの資金は必要だと思います。

もともと最低資本金制度が創設された目的は、債権者保護という視点があったと思いますが、それでも、これが撤廃された理由には、債権者保護よりも日本の経済成長のためには新規開業を促すべきという論調が勝って、結果的に最低資本金制度の廃止ということにつながっていったんだと思いますが、では果たして、最低資本金を撤廃したことによって日本の開業率が上がったのかということをちょっと調べてみたんですけども、きょう一枚資料を配付させていただきましたが、会社法の施行が平成十八年で、新規の会社の設立の登記の件数を配って見たんですけども、ほとんどそんなに変わらないんですよ。

もし、最低資本金の撤廃というものが新規開業に結びついていないということであれば、これは二つの観点からお答えをいただきたいと思いますが、一つは、本来の債権者保護という観点から、それともう一つは、三百万円なり一千万円なりの最低資本金があることによって資金の余裕が本来生まれて、結果としてこれが企業の経営の安定とか発展に資するという観点、この二つの観点があると思うんです。この二つの観点から、私自身は最低資本金制度というものは本当はあった方がいいのではないかというふうに思っておりますが、政府としてはこれについてどのような考えをお持ちか、お答えいただきたいと思っております。

○深山政府参考人 今御指摘があったとおり、最低資本金制度というのは二つの側面があって、株式会社あるいは有限会社を設立する際に少なくとも幾らのお金を出資しなくちゃいけないか、スタート時点での規制だということと、それから、企業経営していく上で、剰余金の配当をするときの配当可能額を規制するということによって一千万円の純資産を確保する、これは債権者保護に資する目的でこういうことになっていた。この二つの趣旨があったわけです。

それで、会社法で確かに最低資本金制度を廃止しておりますけれども、債権者の保護を図るという点については、一定額の純資産の確保を図るという意味で、現在の会社法においても三百万円、これは有限会社の最低資本金を参考にしたものですが、三百万円以上の純資産がなければ配当はできないというルールという形は残っております。

それから、一千万円の最低資本金があれば資金的余裕が生まれて経営が安定するのではないかという御指摘もありました。ただ、これも釈迦に説法ではございますが、一千万円の資本金制度があったとしても、その額の資金が現に会社に存在するとは限らない。これ

は計数上の問題でございますので、この制度によって資金的余裕が生まれて経営が安定するというふうに直ちに言えるかという、なかなかそうも言えないのではないかという気もいたします。

もともと最低資本金制度は、それが起業の阻害要因になっているという指摘があり、また、何がしかの、何百万かの純資産がありながら、一千万円を下回っているということで資本欠損が生じてしまって配当が一切できないということが不合理ではないかというようなこと、さらに、債権者の保護は、先ほど言った三百万円という形で純資産の保持を義務づけることによって相応なレベルではないか、こんな議論が全部合わさって廃止をされております。

確かに、お示しの資料のとおり、会社法施行後、企業数がふえているわけではないというのは、株式会社だけを見ればふえているんですが、会社全部を見ると横ばいではないか、それはそのとおりでございます。

ただ、これは、法規制、会社法による規制がどうかということももちろん関係はあると思いますが、何といたってもリーマン・ショックがこの後あって、それによる景気の落ち込みというのが非常に大きな原因になっている面もあるのではないか。現に少しずつ最近ではふえているということもございますので、今直ちに会社法で廃止した一千万円の最低資本金制度を復活させることが妥当かという、そうは言えないのではないかというのが現段階での考えでございます。

○安藤委員 ありがとうございます。今すぐに復活ということにはいかないと思えますけれども、ただ、私、言ってみれば、新しく開業するときには三百万円ぐらいの資金が集められなかったら、なかなか会社としての発展というものも本来望めないんじゃないかということも、正直なところ、思います。

それからまた、一つの親心といえますか、三百万円ぐらいの資金がないと、会社が生まれた瞬間に債務超過になるわけですね。会社の設立費用を払った瞬間にその企業は債務超過になっていくということになります。

やはりこれは本来の企業経営の姿としてはおかしいと思えますし、個人経営からやっと有限会社にできたよね、ある程度会社の経営がうまくいったら、今度は株式会社に進化することができたよねというようなモチベーションがあった方が、日本の新しい企業家の魂というものが本当に正しく成長していくような気がいたしますけれども、これは、すぐにかんこうことができるというふうには思いませんけれども、ぜひとも今後検討していきたいというふうに思っております。

質問を終わります。ありがとうございました。